

**【中小企業者・小規模事業者設備導入支援事業の対象事業者】**

支援メニュー名	対象事業者
中小企業者設備導入支援	市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者。ただし、農業、林業及び漁業に該当する事業を主たる事業として営んでいる者を除く。）
小規模事業者設備導入支援	市内の小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者。ただし、農業、林業及び漁業に該当する事業を主たる事業として営んでいる者を除く。）

**【中小企業基本法に規定する中小企業者・小規模企業者の定義】**

業種	中小企業者 ※法第2条第1項 (次のいずれかを満たすもの)		小規模企業者 ※法第2条第5項
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

**【中小企業基本法上の「会社」の定義】**

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社</li> <li>・合名会社</li> <li>・合資会社</li> <li>・合同会社</li> <li>・(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)</li> </ul>
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

**会社の定義に該当しないとの解釈で、中小企業基本法上の中小企業に非該当となる例**

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）、信用金庫、職業訓練法人